**対話こそ共生社会を開くカギ～障害者差別解消法と私たちの暮らし**

平成２９年１２月２３日

弁護士法人つくし総合法律事務所　東京事務所

弁 護 士　　大　胡　田　　　　誠

第１　障害者差別解消法・改正障害者雇用促進法制定の背景

　１　日本で障害者の置かれた状況

　　　日本国内には，身体障害者３９３．７万人，知的障害者７４．１万人，精神障害者３９２．４万人，合計８６０．２万人が暮らしている（総人口約１億２千万人の約６パーセント，およそ１６人～１７人に１人）

　　　＊世界的にはOne In Tenと言われている。

しかし，日本において，障害者は，様々な生活の場面において，物理的なバリアや心のバリアに阻まれて，地域の中で自立した生活を営むことができないままにいる。

①労働の場面：

就労可能年齢にある障害者のうち，働くことができているのは身体，知的障害者の半分程度，精神障害者の２０パーセント程度。

　　　　　法定雇用率を達成している企業は，４８．８％に過ぎない。しかも，多くの場合非正規雇用。

②教育の場面：

本人や保護者の意向に反して，障害を理由として他の人から分離された教育が行われ，障害に応じた施設などの条件の整備がないままに普通学校に入学せざるを得ないこともある。

③交通やサービス等：

危険な駅プラットホーム，盲導犬の入店できないレストランなど。

　２　「障害」のとらえ方の転換

　　　医学モデルから社会モデルへ

・障害の「医学モデル」：

障害をその人の心身の機能障害ととらえる考え方。障害は訓練やリハビリによって克服されるべきもの。（１９８０年のＩＣＩＤ）

・障害の「社会モデル」：

障害を，多様な人が生活していることを想定せずに作られた社会の不備ととらえる考え方。問題があるのは社会の側であり，社会を変えることでバリアを取り除かなければならないという考えに繋がる（２００１年のＩＣＦ）

　３　国際的な動向

　　障害者権利条約

　　　　　２００６年１２月，第６１回国連総会において採択された条約。

　　　　　日本も２０１４年１月２０日に批准（世界で１４１番目）。

　　　　　「この条約は，全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な共有を促進し，保護し及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。」（１条）

第２　障害者差別解消法と「基本方針」のポイント

１　みんな違ってみんないい！

　　　法の目的は，「障害を理由とする差別の解消を推進することによって，（中略）全ての国民が，障害の有無によって分け隔てられることなく，相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること」（１条）

　２　障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止

　　・行政機関や民間事業者に対し，「障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすること」を禁止（７条１項，８条１項）。

　　・２０１５年２月２４日に閣議決定された「基本方針」によれば，ここにいう「不当な差別的取り扱い」とは，障害者に対して，正当な理由なく，障害を理由として，財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する，障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより，障害者の権利利益を侵害することとされている。

　　・間接差別は「障害を理由とする不当な差別的取り扱い」に含まれないように読める。

　　・障害を理由にサービスを提供することなどの拒否に「正当な理由」があるとされるのは，客観的に見て目的が正当で，拒否をすることがその目的に照らしてやむを得ないといえる場合である。

　（事例）

　私は全盲の視覚障害者ですが，アパートを借りに不動産屋さんに行ったら，「火が出たら危ないから」とか，「段差があって危ないから」などの理由でお部屋を紹介してくれませんでした。このようなことが許されるのでしょうか。

３　合理的配慮の提供

　　　行政機関や民間事業者は，障害者からの申出があった場合，過重な負担とならない限り，当該障害者に対し合理的配慮を行なわなければならないと定められた（７条２項，８条２項）。

「基本方針」には合理的配慮の例として次のようなものがあげられている。

　　　　　①車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す，高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮

　　　　　②筆談，読み上げ，手話などによるコミュニケーション，分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮

　　　　　③障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更

　　　・個別の申し出に対応して提供されるのが合理的配慮。不特定多数の障害者のために行われるのがバリアフリー（事前的改善措置）

　　　・障害者は黙っていてもサービスが受けられるのではなく，原則的に障害者からの申出が必要。ただし，家族や補助者からの申し出でもよい。

　　　・障害者から申し出がない場合にも，一見して手助けが必要なことがわかる場合には，サービスを提供する側が積極的に話しかけることが望ましいとされている。

　　　・「過重な負担」に当たるかどうかの判断は，次のような事情を総合的に考慮する。

　　　　　①事務，事業への影響の程度

　　　　　②実現可能性の程度

　　　　　③費用，負担の程度

　　　　　④事務，事業規模

　　　　　⑤財政，財務状況

　　　・過重な負担になるとして配慮を行う義務がない場合にも代替手段を提案するなどの「建設的対話」を行うことが望ましいとされている。

　　　・民間事業者については合理的配慮の提供は努力義務であるが，主務大臣は，当該事業者に対して報告を求め，助言，指導，勧告を行うことができる。

　　　・障害者の生活の各分野における必要な配慮の具体例，過重な負担の例は，各省庁が作成している，「対応要領」（行政機関のガイドライン），「対応指針」（民間事業者のガイドライン）である程度具体化されている。

（事例）

　私は車いすを使って生活しています。ある日，人気の「隠れ家風」レストランに行こうと思いました。そこは，２階にあるお店なのですがエレベーターがありません。そこで，店員さんに「２階に上がる手伝いをしてほしい」と申し出たのですが，「店員が２人しかおらず，今，手が離せない。」と言われて手伝ってもらえませんでした。このようなことが許されるのでしょうか。

第３　終わりに

　　　　「以前，ある精神科医が「心はどこに存在するのか」という問いに対して，「人と人との間にある」と答えるのを聞いたことがある。人が「心」と感じるものは体のどこかにあるものではなくて，誰かのことを思ったときに，その人との間に生じる感覚だというのだ。

　　　　もし，街中で障がいを持つ人を見かけたら，一瞬，その人のことを思ってみてほしい。そんな一つひとつの瞬間が社会を変えていく一歩になり，お互いの心を豊かにしてくれるきっかけにもなるのだと思う。」

以上